

公開項目	公開情報へリンク
①輸送の安全に関する基本的な方針	I 安全品質方針
②輸送の安全に関する重点施策・計画	II 中央安全衛生委員会活動計画
③安全統括管理者、安全管理規定	III 輸送安全管理規定
④輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	IV 輸送安全管理体制及び報告経路
⑤事故、災害等に関する報告・連絡体制	
⑥輸送の安全に関する予算等の実績額	V 輸送の安全に関する予算等の実績額
⑦輸送の安全に関する教育及び研修の計画	VI 2025 年度教育計画
⑧輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	VII 内部監査結果
⑨自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別の事故件数)	VIII 自動車事故報告規則第 2 条に該当する重大事故
⑩輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況	

安全品質方針

安全（職場安全・輸送安全）と品質は経営の基盤であり、最重要課題である。物流企業としての社会的責任を果たすと共に、お客様との信頼のきずなである安全と品質の更なる向上をめざします。

1. 職場安全方針

不安全行動を排除して、災害のない職場づくりをします。

2. 輸送安全方針

(1) 輸送安全の確保が最も重要であるという意識を全従業員が持ち、日々の管理を徹底して交通事故防止に努めます。

(2) 輸送安全管理を全従業員が一丸となって確実に実施することにより、継続的に輸送安全の向上に努めます。

3. 品質方針

お客様の大切な製品を安全・確実・丁寧に扱い、納期を守りお届けします。

II 中央安全衛生委員会活動計画

2025年度 中央安全衛生委員会（中央・拠点）活動計画

審議：委員会で開催 報告：委員会で報告

展開：委員会から展開（職場へのメール展開含む）

書面：メール送信またはサーバ公開で報告

No.	取り組み事項	取り組み委員会		取り組み時期（中央安全衛生委員会）												特記事項				
		中央		職場		当該年度														
		審議	報告/展開	書面	審議	報告/展開	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	
I 年度計画																				
1	年度安全衛生委員会活動計画の策定	○	○	○	○												●		2月：中央安全衛生委員会計画を決定後、拠点安全衛生委員会計画に盛り込み展開	
II 委員会開催																				
1	中央安全衛生委員会	○	○	○						開催				開催				開催		
2	安全衛生委員会(拠点)				○	○	○			開催	開催	開催	開催	開催	開催	開催	開催	開催	法に基づき1回/月開催	
III 3Qトラブル低減																				
1	3Q向上運動強化月間	○	○	○						●	活動	△					●	活動	△	
2	安全衛生職場点検	○	○	○						●	点検	△						●	点検	△
3	KYTの展開（労災・交通）				○	□	○	○	△	実施	△	実施	△	実施	△	実施	△	実施	△	実施
4	ヒヤリハット報告				○	□	○	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
5	デジタコ・ドラレコ集計結果の展開				○	□	○	○	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
IV 健康管理																				
1	衛生管理者によるパトロール				□	○	□	□	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
2	健康診断（一次・二次・特例）		○		○	□	○	○	△	■	△	△	△	△	△	△	△	■	△	△
3	長時間労働者の健康管理	□	□	□	○	□	○	□	△	■	△	△	△	△	△	△	△	■	△	△
4	産業医の巡察				□	○	□	□	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5	職場環境改善（熱中症対策等）	○	○	○		○	○	○		●										
6	感染症対策	○	□	□	○	□	○	□											■	
V 行事・イベント																				
1	運転技能交流会	○	○	○		□	○	○		■									●	
2	安全品質大会	○	○	○		○	○	○		●	△	■								
3	安全標語・ポスターの募集	○	○	○		○	○	○										●		■
4	全国災害防止運動	○		○	○	□	○	○			▲		●	▲				▲		
5	全国交通安全運動	□	□	○		□	□	□			△							△		△
6	交通安全祈願	○	○	○		○	○	○										●		△
7	トラック・セーフティ・ラリー	○	○	○		○	○	○		■										■
VI 体制・規定・ルール																				
1	安全衛生管理体制				○	○		○												
2	規定・ルールの制定・改定・廃止	□	□	□		□	□	□												
3	労働安全衛生法の周知（法改正時）				□	□	□	□												

○：必須 □：必要に応じてまたは都度指示

●：審議（決定） ○：審議（継続） ■：報告（承認） □：報告（継続）

▲：メール送信またはサーバ公開で展開（実務者で協議・決定） △：メール送信またはサーバ公開で展開（報告）

Ⅲ 輸送安全管理規定

1. 総論

1-1. 目的

この規程（以下「本規程」と言う）は、貨物自動車運送事業法に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め安全マネジメントを的確に実施することにより、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

1-2. 適用範囲

本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

2. 経営トップ（以下「社長」と言う）と安全統括管理者の責務及び安全統括管理者の選任と解任

2-1. 社長と安全統括管理者の責務

(1) 社長の責務

- ①輸送安全方針を策定し、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- ②輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- ③輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- ④輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(2) 安全統括管理者の責務

- ①全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する。
- ②輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持する。
- ③輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施する。
- ④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図る。
- ⑤輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告する。
- ⑥社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じる。
- ⑦運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- ⑧輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行う。
- ⑨その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行う。

2-2. 安全統括管理者の選任と解任

(1) 安全統括管理者の選任

取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を社長が選任する。

(2) 安全統括管理者の解任

安全統括管理者が次のいずれかに該当することとなったときは解任する。

- ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ②身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3. 輸送安全管理体制

- (1) 次の者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための活動を適確に行う。
 - ①安全統括管理者
 - ②運行管理者
 - ③整備管理者
 - ④その他必要な責任者
- (2) 支店・営業所・物流センター（以下「店所」と言う）の長（以下「店所長」と言う）は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関して店所を統括し、運行管理者及び整備管理者の指導監督を行う。
- (3) 運行管理者は、店所長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、店所を統括し、指導監督を行う。
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める添付書類 2「輸送安全管理体制及び報告経路」による。

4. 輸送の安全に関する方針・重点施策及び目標と計画

4-1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 安全マネジメントの的確な実施（P・D・C・A）
輸送の安全に関する目標を策定し、その目標を達成する為に計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Action）を確実に実施し、安全対策を不断に見直して全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

4-2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 4-1. 「輸送の安全に関する基本的な方針」に基づき、次に掲げる事項を実施する。
 - ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
 - ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
 - ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。
- (2) 下請事業者（以下「物流パートナー」と言う）と密接に協力し、一丸となって輸送の安全の向上に努める。
- (3) 物流パートナーを利用する場合は、物流パートナーの輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、物流パートナーと長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、物流パートナーの輸送の安全の向上に協力するよう努める。

4-3. 輸送の安全に関する目標

4. 4-1「輸送の安全に関する基本的な方針」に基づき、目標を年度の初めに「輸送安全目標」として策定する。

4-4. 輸送の安全に関する計画

4. 4-3の「輸送の安全に関する目標」を達成し、4. 4-2の「輸送の安全に関する重点施策」に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

5. 実施に関する事項

5-1. 安全マネジメント等輸送の安全に関する重点施策の実施

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

5-2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資

輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。

[4. 4-2(1)②と同じ]

5-3. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

5-4. 事故、災害等に関する報告体制

(1) 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告体制は添付書類2「輸送安全管理体制及び報告経路」による。

(2) 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

(3) 安全統括管理者は、社内において報告体制の周知を図るとともに、5. 5-4(1)の報告体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

(4) 自動車事故報告規則第2条に定める事故、災害等(以下「特別重大事故」と言う)があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

5-5. 輸送の安全に関する教育及び研修

4. 4-3の「輸送の安全に関する目標」を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

6. 内部監査・業務の改善に関する事項

6-1. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

(2) 安全統括管理者は、6. 6-1(1)輸送の安全に関する内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

6-2. 輸送の安全に関する業務の改善

- (1) 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は6. 6-1(1)輸送の安全に関する内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- (2) 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

7. 情報の公開に関する事項

7-1. 情報の公開

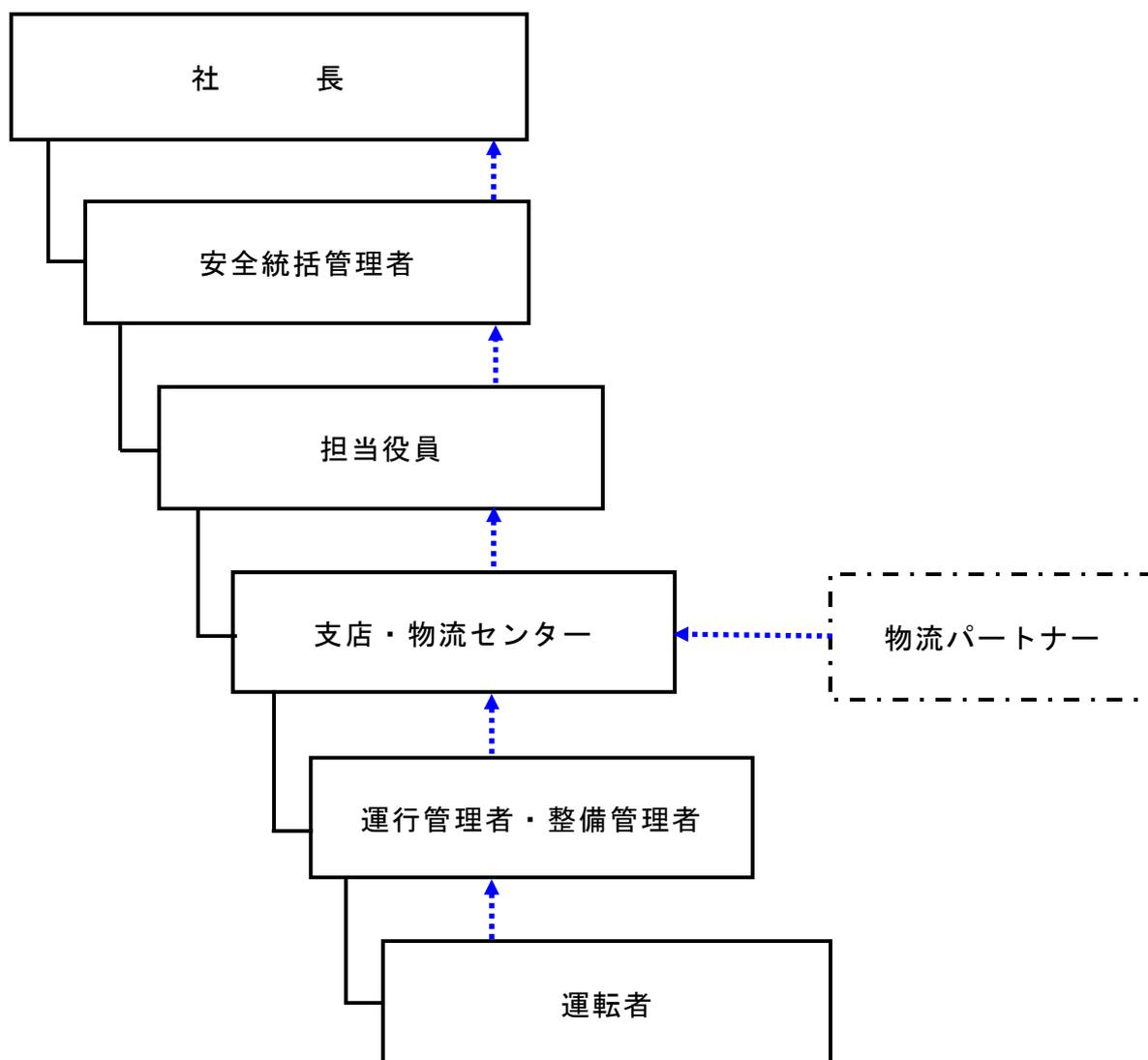
- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算と実績額、事故、災害等に関する報告体制、安全統括管理者、輸送安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
- (3) 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

7-2. 輸送の安全に関する記録の管理

- (1) 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- (2) 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- (4) 前項7-2.(2)に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は内規による。

輸送安全管理体制及び報告経路

← 報告経路



V 輸送の安全に関する予算等の実績額

※当社は2024年度に安全に対する投資を次の通り実施しました。

実施日	内容	人数・台数	金額 (単位：千円)
2024年4月1日 ～2025年3月31日	教育訓練センター利用 【目的】 安全教育実施による技能の定着と安全意識向上	(累積利用人数) 1,061名	23,806
2024年4月1日 ～2025年3月31日	運転適性診断料	104名	182
2024年4月6日	2024年度 運転技能交流会 開催 【目的】 コミュニケーションの活性化と教える人のレベルアップによる3Qトラブルの防止	191名	759
2024年4月	2024年度 安全標語・ポスター 【目的】 安全品質をより一層向上させるための啓蒙活動	(拠点審査通過後延べ人数) (物流P含む) 665名	447
2024年6月1日 ～10月31日	熱中症対策の配布物（塩飴・経口補水液・飲料） 【目的】 従業員への夏季熱中症対策	(配布人数) 1,687名	12,605
2024年7月1日 ～12月31日	トラック・セーフティ・ラリー参加 【目的】 安全意識の高揚及び社内展開	1,667名	1,760
2024年7月6日	第42回 安全品質大会 【目的】 輸送品質のより一層の向上と安全意識の高揚	284名	4,972
2024年7月/12月	安全意識向上啓発・慰労グッズ配布	2,425名	1,897
年間	安全注意喚起掲示物		1,897
2025年1月1日	安全祈願	14拠点	252
年間	左折巻き込み警報システム設置	594台	114,642
合計			163,219

2025 年度 教育計画

1. 目的

作業職の教育を計画的に実施することにより、3Q（事故・輸送トラブル・労災）防止と安全意識の向上に努める。

2. 今年度の進め方

- ① 安全品質管理者+補助者による現場での指導、教育の充実
- ② 「安全道場」を活用し「労働災害防止」「安全衛生管理」継続実施

3. スケジュール

①技能訓練センター教育

研修名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	管理資料
「世話係」 安全品質会議参加	☆	☆	☆	★	☆	☆	☆	☆	★	☆	☆	★	議事録
※5回/年（自拠点開催時1回+訓練センター開催時3回） ★…訓練C開催													
労働災害防止教育 (安全道場)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	理解度アンケート
班長研修会	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	教育実施報告書
新入社員教育	☆	※(中途)雇入れ時教育 都度実施											教育実施報告書
事故発生者再教育	※事故、輸送トラブル発生者の再発防止 都度実施												教育実施報告書
トップ診断 安全品質会議	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	議事録
支店・センター持ち回りで実施 ※安全品質管理者のレベルアップ													

②職場教育（主催：支店・センター）

研修名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	管理資料
現場指導	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	ハトロールチェック表
※現場フォークリフトの作業点検及び指導 (安全品質管理者、世話係、班長ら)													
班長会議	※環境訓練・能力教育												班長会議報告書
班会議	(燃費向上、給油・オイル補充作業、軽油・オイル漏れ、日常点検)												班会議報告書
環境自覚教育			☆										教育実施報告書
年度初めに事務局（経営企画部）の指示に従い実施 ※環境意識の自覚浸透													自覚教育アンケート
新入社員 職場導入教育	都度実施			※雇入れ時教育後に職場で実地指導 (安全品質管理者、世話係、職長、班長)									雇入れ時教育 結果報告書 新入社員 指導実施報告書
事故発生者再教育	都度実施			※事故、輸送トラブル発生者の再発防止 (安全品質管理者、世話係、職長、班長)									事故・トラブル 対策報告書

Ⅶ 内部監査結果

安全マネジメントの浸透度、管理状況を全国の拠点で監査を実施し、問題はありませんでした。

監査期間 2024年7月8日～7月29日、2025年2月7日～2月27日

点検項目は以下の通りです。

〔規定・文書関係〕		〔記録関係〕	
No.	点検項目	No.	点検項目
1	輸送安全管理規定及び輸送安全管理規程	1	方針管理展開表
	輸送安全管理体制及び報告経路	2	安全品質会議 議事録(毎月)
2	輸送安全方針及び輸送安全目標	3	班長会議・班会議の実施記録(毎月)
3	品質マニュアル(是正処置)	4	物流パートナー会議P2 議事録(1回/3ヶ月)
4	文書管理規定		物流パートナー会議P3 議事録(1回/6ヶ月)
5	記録管理規定	5	物流パートナー安全品質実務会議 議事録(毎月)
6	内部監査規定		愛知県内・東富士・関東・大阪・結城
7	トラブルクレーム要領書	6	事故・輸送トラブル速報、対策報告書(社内用)
8	作業職教育基準書	7	自動車事故報告書(国交省報告用)
9	中央安全衛生委員会 活動計画書	8	教育実施報告書(安全教育)
10	安全衛生委員会	9	新入社員雇入時教育実施報告書
	活動計画(安全衛生管理計画書)	10	単独運転許可申請書
		11	内部監査記録
		12	ヒヤリ・ハット体験報告書
		13	パトロールチェックシート

Ⅷ 自動車事故報告規則第2条に該当する重大事故

1. 目標：重大事故0件

2. 実績（過去3カ年）

年度	重大 事故	事故分類							
		転覆	転落	火災	踏切	衝突	死傷	危険物	その他
2024年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
2023年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
2022年度	2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件